

## ■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2017.5)

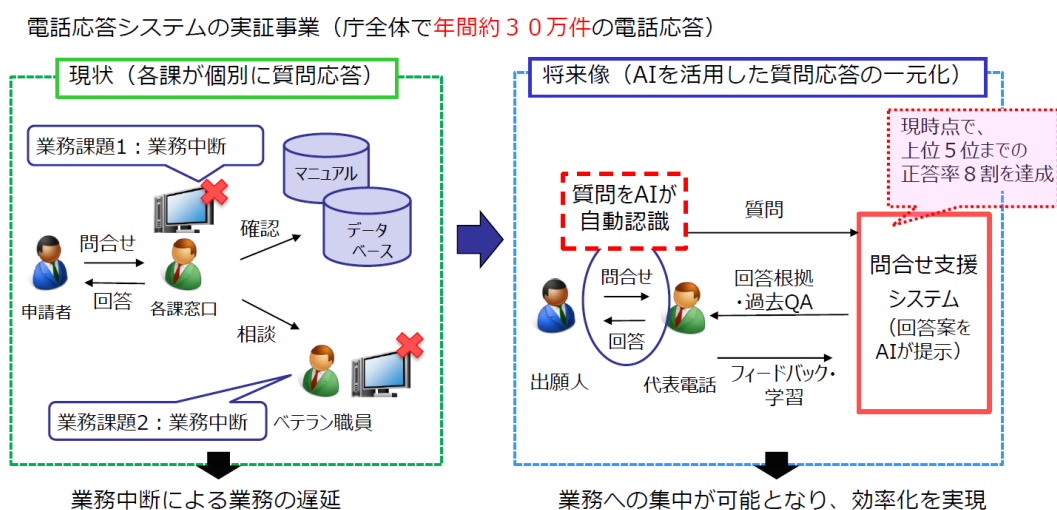
### 特許庁の行政業務（特許行政）にA I 導入計画

特許業務法人 前田特許事務所  
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、特許庁が先月末に、特許行政事務に人工知能（A I）を導入する「アクション・プラン」を取り纏め公表した、というニュースです。

特許庁は、特許庁内の行政事務についてA I 導入を検討するにあたり、2022年度までの行動計画（アクション・プラン）を策定し、17年度から実証や費用対効果の確認作業を本格化すると発表しました。



出典：特許庁における人工知能技術の活用  
（平成28年度の取組と今後のアクション・プラン）

現在、特許庁は、A Iの活用の対象となりうる業務として、15分野・20業務を選定した上で、その可能性を検討しているようです。その中には、特許登録可否の判断（審査官の業務）も含まれているようですが、現在、実現性が最も高いものとして、上図に示した「電話応答システム」があるようです。

この「電話応答システム」については、現在一部で実証実験を行っており、20年度には、本格導入を目指すようです。この電話応答にかかる特許庁の業務負荷は、年間で約30万件の対応が必要で、この業務をA I化することで、かなりの工数削減ができると、特許庁は期待しているようです。

しかしながら、特許庁は、この電話応答のA I化について、利用者である代理人や出願人側の意見を聞いた上で、行おうとしているのか、甚だ疑問です。

通常、私たち代理人等が特許庁に電話するのは、審査官等の意見が拒絶理由通知等の「文字だけ」では読み取れない場合に「審査官の生の声」を聞くことで、微妙なニュアンスを掴み取り、適切な対応（意見書・補正書の作成）を行うために、行っているものであり、もし、全ての電話応答がA I化されると、こうした「審査官の生の声」を聴くことが困難となり、私たちの権利化業務に支障をきたすと思います。

特許庁は、ユーザーフレンドリーを標榜している公官庁で、この電話対応業務は、ユーザーフレンドリーの最たるものだと思います。特許庁においては、全ての電話応答をA I化するのではなく、一部「審査官の生の声」を聴くことができる電話応答については、そのまま残して頂きたいです。

以上